

岩手県告示第 746 号

平成 18 年 6 月 13 日付岩手県報第 10565 号登載保安林の指定施業要件の変更(平成 18 年岩手県告示第 707 号)の内容について、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定により当該森林に係る所有者に通知する場合において、その所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 指定施業要件を変更する森林の所有者への通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 釜石市甲子町第 1 地割 83 の 2、83 の 42、112 の 2、第 3 地割 69 の 19、69 の 24、第 4 地割 13 の 8、13 の 10、77 の 14、77 の 20、107 の 4、107 の 5、第 6 地割 48 の 1 のイ、48 の 19、第 7 地割 52 の 1、52 の 28、第 8 地割 178 の 18、178 の 25、第 9 地割 241 の 13、241 の 22、両石町第 4 地割 60 の 1 から 60 の 5 まで、62 の 1、62 の 2、72 の 2 のイ、気仙郡住田町下有住字奥新切 275 の 46

(2) 所有者の氏名 有限会社岩手育林社、阿部いずみ、小原産業株式会社、菊池吉助、菊池慶悦、菊池鶴吉、菊池宏平、菊池松次郎、菊池みさを、菊池與右エ門、佐々木金悦、佐々木コノエ、佐々木作蔵、佐々木與七、津田傳佐衛門、飛内ノリ子、野田武士、平野尚一、藤井伊勢吉、藤井清兵衛、藤井千代吉、藤井智、藤井萬之助、藤井門次郎、藤井安之助、藤井吉右エ門、藤田十三子、吉田敦子、磯原直道、尾暮新一、菊池登悦、沼内喜七、福浦蓑松、藤原丑松、山根春松、宮沢壮六、宮沢タイ、菊田忠一

2 通知の内容を掲示した場所及び期間

(1) 場所 釜石市役所、住田町役場

(2) 期間 平成 18 年 6 月 14 日から同年 7 月 13 日まで